

瀬戸内市立瀬戸内市民病院
「医療情報システム更新支援業務委託プロポーザル」評価基準書

一次審査(書類審査)

項目番号	技術要件	配点
1	コンサルティング業務委託に関する包括的業務要件	一
1.1	コンサルティング業務を請け負うにあたり、以下の要件を満たすこと。	一
1.1.1	本評価基準書に従い企画書を作成して提出すること。企画書にて技術評価を実施するのでその記載内容には誤りがなく、実態に即した記載内容にすること。また、110床以上の公的医療機関（医療法第31条に定めるある開設者、以下「公的医療機関」という）において電子カルテを含む病院情報システム並びに院内ネットワークの仕様書作成支援業務の実績が過去3年間で5件以上あることは必須条件とする。なお、実績は直接の契約者であり、他社契約の下請け実績は該当しない。また、直接の契約者であっても主たる業務を再委託している実績は該当しない。この実績の要件は以下の全ての項目に該当する。	必須
1.1.2	上記「1.1.1」の業務実績中、同一の公的医療機関から同一業務を複数回以上受託していること。	30
1.1.3	特定のシステムベンダー及び医療機器メーカーとの資本関係、業務提携、業務委託等がなく、どのベンダーとも平等な関係が持てること（その証明を書面にて行うこと）。	20
1.1.4	経営の安定性（ひいては当該契約における債務不履行のリスク程度）の確認として、直近の過去3年間の決算において、経常収益が3期連続で黒字であること。	30
1.1.5	入札金額の評価は、以下の算出方法により価格点を決定する。 価格点 = 500 × (1 - 入札価格 / 予定価格)	500

二次審査（企画提案書及びヒアリング、プレゼンテーションを踏まえた審査）

1.2	コンサルティング業務を行うにあたり、以下の要件を満たすこと。	一
1.2.1	当院は2023年10月に、電子カルテを含む病院情報システムの更新を検討している。当院及び既存システムベンダーと十分な連携をとり、円滑な仕様書作成ができるよう当院の立場でコンサルティングを行えること。なお、病院情報システム更新の時期は確定ではなく変更する場合もあり得るが、その場合も委託費用を変更することなく柔軟に対応すること。	100
1.2.2	病院情報システム、ネットワーク、医療機関の業務内容に関して深い知識を持つこと。	30
1.2.3	コンサルティングを行う組織体制、訪問計画、全体スケジュール案などを具体的に示すこと。また、スケジュールの柔軟な変更対応が可能であること。	100
1.2.4	コンサルティング業務を実施する上で、当院を担当するスタッフについて適切な人員体制と適切な訪問回数を確保できること。	100
1.2.5	既存システムの概要図（別紙1）を添付しておく。この概要図（別紙1）から既存システムの想定される課題を指摘すること。	100
1.2.6	図面（別紙2）を参考にして、院内ネットワークの設計上のポイントを示すこと。	100
2	コンサルティング内容	一
2.1	資料・情報提供の支援	一
2.1.1	今回の病院情報システム更新に先立ち、既存のシステムの概要を十分に調査し、現状についての情報提供が可能であること。	10
2.1.2	今回の病院情報システム調達の主旨を、当院と十分に確認し合う能力・姿勢を有すること。	10
2.1.3	病院情報システム更新に係る意見招請に先立ち、確認しておくべき資料をリストアップし、それらが全て収集できるように支援すること。	10
2.2	仕様書（案）及び仕様書の作成支援	一
2.2.1	ソフトウェアに対する仕様書（案）及び仕様書の作成支援	一
2.2.1.1	意見招請前は、現状有する機能について熟知した上で、それを十分に反映して、仕様書（案）の作成を支援すること。	20
2.2.1.2	意見招請後は、各ベンダーより受領した意見の回答内容を十分に反映して、仕様書の作成を支援すること。	30
2.2.1.3	パッケージでの機能を原則として、特殊な運用に対応する機能は原則として盛り込まない仕様書（案）及び仕様書の作成を支援すること。	50
2.2.1.4	競争入札の環境が整うように、特定の会社の独特的機能は可能な限り削除した仕様書（案）及び仕様書の作成を支援すること。	50
2.2.1.5	導入に伴い、システム開発費用が抑制されるような仕様書（案）及び仕様書の作成を支援すること。	50

2. 2. 1. 6	保守費用の削減を意識して、不必要的保守内容が仕様書(案)及び仕様書に盛り込まれないように支援すること。	50
2. 2. 2	ハードウェアに対する仕様書(案)及び仕様書の作成支援	—
2. 2. 2. 1	意見招請前は、現状有する機能について熟知した上で、それらを十分に反映して、仕様書(案)の作成を支援すること。	20
2. 2. 2. 2	意見招請後は、各ベンダーより受領した意見の回答内容を十分に反映して、仕様書の作成を支援すること。	20
2. 2. 2. 3	24時間365日の継続運用が可能なハードウェアの要求事項を盛り込んだ仕様書(案)及び仕様書の作成を支援すること。	20
2. 2. 2. 4	保守費用の削減を意識して、不必要的保守内容が仕様書(案)及び仕様書に盛り込まれないように支援すること。	20
2. 2. 2. 5	クライアント及び周辺機器は極力スペックを合わせて、各部門での使い回しができるように考慮した仕様書(案)及び仕様書の作成を支援すること。	20
2. 2. 2. 6	既存のハードウェアで利用が可能なものは継続して利用するように考慮した仕様書(案)及び仕様書の作成を支援すること。	20
2. 2. 3	仕様書(案)及び仕様書における調達範囲	—
2. 2. 3. 1	資料提供招請段階での見積書や招請した各ベンダーの意見などを参考にして、予算範囲内に収まるように調達範囲を決定するように支援すること。	20
2. 3	各ベンダーからの質疑に対する回答支援	—
2. 3. 1	病院情報システム調達の過程で仕様書案に対する各ベンダーからの意見・質問等を受領した際、それら意見・質問に対する当院の回答作成を支援すること。また、ベンダーに問い合わせを行う必要が生じた際、スムーズに問い合わせを行えるように支援すること。	20
2. 4	加点項目と配点の作成支援	—
2. 4. 1	今回の病院情報システム調達では総合評価落札方式を採用する予定のため、当院の重要課題を加点項目として取り扱い、また、配点は当院のその項目に対する期待が十分に反映されたものになるように支援すること。	30
2. 4. 2	予定価格は入札金額に対する評価に大きな影響を与える。予定価格立案は当院の業務であるため本仕様には含まれないが、本調達での想定概算価格などの情報は提出すること。	20
2. 5	調達価格の抑制支援	—
2. 5. 1	仕様書(案)及び仕様書策定の段階から、技術評価、入札、契約締結を経て、稼動に至るまでの過程において、調達価格の抑制における具体的手法を複数示せること。	100
2. 5. 2	価格抑制の具体的な実績を示すこと（当院からその医療機関に問い合わせをして実績確認を行うことも想定すること）。	100
2. 6	データ移行	—
2. 6. 1	データ移行が発生する場合、移行するベンダーと現行ベンダーとの事前調整を十分に行う必要がある。ベンダー間の事前調整を支援すること。	20
2. 6. 2	完全なデータ移行ができない場合は、その対応策をシステムベンダーと検討し、代替できる案を複数提示できること。	20
2. 6. 3	データ移行が十分にできない場合、参照用サーバを検討することがある。参照用サーバ構築にあたっては、利便性を十分に考慮するようシステムベンダーと連携すること。	20
2. 6. 4	データ移行に伴い、現場の運用に障害がないように当院スタッフ及びシステムベンダーと十分調整し、配慮しながら進めること。	20
2. 7	開札支援	—
2. 7. 1	システムベンダーから回答された応札技術仕様書の精査を行うとき、その業務支援を行うこと。	30
2. 8	落札者決定後の仕様変更	—
2. 8. 1	落札者決定後、当院とベンダーとの協議の中で仕様変更が発生する場合、その発生理由と変更した仕様が合理的であるかどうかを当院と共に見極めること。	20
2. 8. 2	仕様変更が発生する場合、その変更を反映した新しい仕様書を作成することとなるが、その作成の支援をすること。	10
2. 9	検収支援	—
2. 9. 1	検収の手法を具体的に示し、また、その支援を行うこと。	30
2. 10	特記事項	—
2. 10. 1	コンサルティングにあたり、特にPRしたいことを記載すること。	30